

電波監理審議会（第963回）議事要旨

1 日 時

平成23年2月8日（火）13：30～

2 場 所

総務省会議室（10階共用10階会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

田中情報流通行政局長、稲田官房審議官、大橋総務課長 他

4 議 事 模 様

(1) 日本放送協会平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見について (諮問第2号)

日本放送協会平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

放送法第37条に基づき、日本放送協会（NHK）は毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画（収支予算等）を作成、総務大臣へ提出した後、総務大臣はその提出された収支予算等に意見を付し、内閣を経て国会に提出することとなっていることから、平成23年度収支予算等に付す意見について諮問するものである。

まず、NHKの平成23年度収支予算及び事業計画の概要について、収支予算は受信料収入の増加と事業支出の抑制により3年ぶりに40億円の黒字予算を編成しており、事業計画は本年7月24日のテレビジョン放送完全デジタル移行を目指し、受信対策、

周知広報、中継局建設等を含む事業計画として530億円の費用を計上しており、今まで標準2チャンネル及びハイビジョン1チャンネルの3波で編成していたBSデジタル放送を、本年4月1日よりハイビジョン2チャンネルの2波に再編成するものとされている。

総務大臣としては、受信料収入の増加と事業支出の伸びの抑制により3年ぶりの黒字予算を編成し、テレビジョン放送の完全デジタル化への取り組みを徹底するものとなっているなど、妥当なもの認められる。その上で予算及び事業計画の執行に当たっての留意事項として、以下の各点について意見を付することとしたい。

1点目は、業務の効率化・合理化に関する抜本的な経営改革として、NHK本体だけでなく子会社等との間でも適切な人員配置、経営の効率化や契約の競争化を図ることとし、コンプライアンスの確保のための取り組みが実効性のあるものとなるよう徹底することとしている。

2点目は、放送番組の充実として、計画的かつ着実に字幕放送や解説放送等の充実に努めるとしている。国際放送については、文化・経済等に関する情報発信を通じて国際理解・国際交流が進むよう、番組内容の充実や視聴地域・視聴者の拡大に努め、昨今の国際社会・国際化の進展、我が国の国際的なプレゼンスの向上を促進するよう取り組むこととしている。

3点目は、テレビジョン放送の完全デジタル化への取り組みとして、本年7月24日のアナログ停波後の対策にも積極的に取り組むこととしている。

4点目は、新しいメディア環境への対応として、インターネットの進展または通信・放送融合時代ということ踏まえ、二次利用等コンテンツの積極的な流通促進への取り組み、インターネットの活用についての検討、新たな放送技術の開発に努めることとしている。

5点目は、受信料の公平負担の徹底等について、受信料収納率は約75%に向上しているものの、100%には至っていないため、引き続き対策を徹底することとしている。

イ 主な質疑応答

・3年ぶりの黒字予算というのは平成23年度だけではなく今後も黒字の方向にあるということか、との質問に対して、受信料収入の状況は毎年100億円近く増加しており、支出面ではデジタル化のため費用が平成23年度で一段落するため、総体的に黒字予算基調であると判断するが、平成24年度以降の中期計画はまだ策定されておらず、その計画との関係では変容しうると考える、との回答があった。

・例年と比較して平成23年度は特に強調している点は何か、との質問に対し、テレビ放送の完全デジタル化の部分である、との回答があった。

・平成22年度末におけるNHKの放送債券発行残高が100億円で、平成23年度で全額償還という点について、今後は債権を発行する必要がない収支状況であると理解してよいか、との質問に対し、平成24年度の事業計画を立てる際に債券発行で資金調達を行う必要性について検討する必要があるが、現時点では、債権発行による資金調達は平成23年度中で解消できるものと見込んでいる、との回答があった。

(2) その他

地上テレビジョン放送のデジタル化の進捗状況について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)